

平成29年10月10日

保護者の皆様へ

熊本県立八代東高等学校長
酒井 一匡

弾道ミサイル発射に係るJアラートを通じた緊急情報発信時の判断等について
(連絡)

北朝鮮による弾道ミサイル発射により、始業前にJアラート（全国瞬時警報システム）を通じた緊急情報が発信された際の対応について、熊本県教育委員会より以下のとおり通知がありました。保護者の皆様におかれましては、緊急時に適切な対応が行えるよう、御理解と御協力の程、よろしく申し上げます。

記

始業前の時点で、熊本県が落下予測地域の当該地域あるいは関連地域としてJアラートが作動した場合の対応

- (1) 登校前の生徒は自宅待機とし、安全を確保するようにする。
- (2) ミサイルが日本の領海外に落下した場合には、生徒の安全に配慮して登校することを基準とするが、状況に応じて校長が判断する。
- (3) ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合には、全校を臨時休業とする。

なお、臨時休業の解除の判断については、政府発表等の情報をもとに県教育委員会が行い、各学校に通知する。その後、各学校で生徒の家庭に周知する。

なお、Jアラートが作動しない場合であっても、県教育委員会が通常の学校活動を行うことが危険と判断する場合は、臨時休業を判断し、通知することもある。

【平成29年10月5日付け熊本県教育委員会の通知より一部抜粋】

【始業前に弾道ミサイルが発射された場合の対応】

○弾道ミサイル飛翔中

熊本県に係るJアラートが作動した場合

生徒は自宅待機

○弾道ミサイル落下後

日本の領海外に落下

安全に配慮して登校が規準
※校長が判断

日本の領土・領海に落下

臨時休業
※解除判断を県教委が行い、通知

※ 本校の対応（臨時休業の解除等）については、本校ホームページ及び「八代東高校安心メール」を通じて連絡します。